

禁止物質・管理物質リスト (2024年10月01日改定)

本リストは、IEC62474 DB の物質リストを参照しています。

分類	
禁止	報告(規制)対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
禁止候補	法規制にもとづき新規採用品への含有を禁止するとともに、従来品も代替期限を定め積極的に代替を進める。
管理	閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

【注意事項】

- 閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。
なお、“成形品”の定義は、各種法令に従います。
- 特殊用途で特定物質を使用する場合を考慮し、図面等で指定された場合は禁止とせず、報告対象とはしません。
図面等で断りがない場合は、含有禁止です。
- REACH規則 付属書17の掲載物質には期限付きで使用が認められる用途があります。
それらの用途について、当社としては期限の1年前まで使用を認めます。
- 当社の図面や仕様書などに記載されている「RoHS対応」や「RoHS適合」などの記述は、「RoHS指令」で禁止される物質(備考欄にRoHS禁止と表記)を閾値以上含有してはならないことを指します。
また、RoHS指令の制限から除外される用途を、別紙「RoHS適用除外 表1 (MT83-6027)」および「RoHS適用除外 表2 (MT83-6028)」に示します。
- 同様に「グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」の記述は、「禁止物質」を閾値を超えて含有してはならないことを指します。
- CAS No.欄に表記の別リストとは、別紙「例示物質リスト(MT83-6012)」にて例を示します。

■対象物質群リスト

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
1	禁止	00010	カドミウム/カドミウム化合物	別リスト参照	電池を除くすべて	均質材料の0.01 重量% (100ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
	禁止	00011	カドミウム/カドミウム化合物		電池	電池の0.001 重量% (10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令; 電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
2	禁止	00012	六価クロム化合物	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
3	禁止	00021	鉛/鉛化合物	別リスト参照	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
	禁止		鉛/鉛化合物		PVC中に含まれる鉛	0.1 重量%(1000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	
	禁止	00022	鉛/鉛化合物		主として12歳以下の 子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01 重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	00023	鉛/鉛化合物		玩具及び子供向け 製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の0.009 重量% (90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	00024	鉛/鉛化合物		熱硬化性樹脂または 熱可塑性樹脂で被覆された電線・ ケーブル又はコード	表層被覆の0.03 重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
	禁止	00025	鉛/鉛化合物		電池	電池の0.004 重量% (40ppm)	電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
	禁止	00029	水銀/水銀化合物	別リスト参照	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するヴァーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および2007年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本J-MOSS;	RoHS禁止

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
4	禁止	00030	水銀/水銀化合物	別リスト参照	電池	意図的添加または電池の0.0001重量%(1ppm)	ロードアイランド州およびコネチカット州の水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 品質管理および工業製品の安全性管理に関する韓国の法令(電池規制); 中国規格GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件; 電池規則 (EU) 2023/1542	
5	禁止	00031	ニッケル	7440-02-0	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
6	禁止	00054	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量%(1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追	
7	禁止	00055	三置換有機スズ化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加またはスズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
8	禁止	00014	ジブチルスズ化合物 (DBT)	別リスト参照	すべて	スズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
9	禁止	00015	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	別リスト参照	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2シーラントモールドディングキット)	スズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
10	禁止	00044	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	RoHS禁止
11	禁止	00045	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	RoHS禁止
12	禁止	00046	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); 米国 TSCA	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
13	禁止	00047	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別リスト参照	すべて	材料中の0.005 重量% (50ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	
14	禁止	00048	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) POPs条約; 欧州POPs規則	
15	禁止	00033	過塩素酸塩	別リスト参照	すべて	製品の0.0000006 重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法	
16	禁止	00124	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	別リスト参照	すべて	意図的添加またはコートされた材料の1 μg/m ² または成形品中の1000ppm	POPs条約; 欧州POPs規則; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
17	禁止	00018	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF ₆ , HFC)	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU 規制 No. 517/2014; 部分的および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する 農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオース	
18	禁止	00003	アスベスト類	別リスト参照	すべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
19	禁止	00004	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	別リスト参照	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量% (30ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
20	禁止	00032	オゾン層破壊物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、 EU EC No. 2037/2000、 EC 1005/2009、 米国大気浄化法	
21	禁止	00049	放射性物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	(EU)放射線防護法 Directive 2013/59/Euratom、(日本)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、(日本)放射性同位元素等の規制に関する法律、(米国)NRC規則Title 10 CFR Part 20、 オーストリア- BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990; リトアニア衛生基準HN 96:2000(衛生基準および規制)	
22	禁止	00019	ホルムアルデヒド	別リスト参照	織物	織物製品の0.0075 重量% (75ppm)	米国/カリフォルニア州CARB 規則; 米国連邦法111-199/TSCA601項	
	禁止		ホルムアルデヒド		複合木材製品または部品	意図的添加		
23	禁止	00035	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
24	禁止	00036	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP)	別リスト参照	玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
25	禁止	00037	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	別リスト参照	子供の口に入る玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
26	禁止	00016	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	すべて	均質材料中の0.00001 重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	
27	禁止	00001	五酸化二ヒ素	1303-28-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追	REACH付属書14収載 日没日:2015.5.21
28	禁止	00002	三酸化二ヒ素	1327-53-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追	REACH付属書14収載 日没日:2015.5.21
29	禁止	00020	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) くすべての主要ジステレオ異性体	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.01 重量% (100ppm)	POPs条約 欧州POPs規則	
30	禁止	00052	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
31	禁止	00056	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日:2015.8.21
32	禁止	00026	クロム酸鉛	7758-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2015.5.21
33	禁止	00027	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2015.5.21
34	禁止	00028	C.I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2015.5.21
35	禁止	00053	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2019.1.22
36	禁止	00061	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2019.1.22
37	禁止	00060	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日:2019.1.22
38	禁止	00064	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)(欧州RoHS) 意図的添加(米国TSCA)	欧州POPs規則 米国TSCA	RoHS禁止
39	禁止	00065	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
40	禁止	00067	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
41	禁止	00069	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	特定アミン
42	禁止	00070	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
43	禁止	00071	オレンジレッド(四酸化鉛)	1314-41-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
44	禁止	00072	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
45	禁止	00073	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	RoHS禁止
46	禁止	00076	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
47	禁止	00077	シアナミド鉛	20837-86-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
48	禁止	00079	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅)バリウム塩(1:1)、鉛をドーブ	68784-75-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
49	禁止	00083	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
50	禁止	00084	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
51	禁止	00085	オキシ硫酸鉛	12036-76-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
52	禁止	00086	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
53	禁止	00087	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
54	禁止	00088	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
55	禁止	00089	二硝酸鉛、硝酸鉛(Ⅱ)	10099-74-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
56	禁止		特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	—	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd, Hg, PbおよびCr ⁶⁺ の合計で均質材料中の0.01重量%(100ppm)	EU包装廃棄物指令 94/62/EC; 米国州の包装材重金属規制(TIP)	包装廃棄物指令
57	禁止	00094	酸化カドミウム	1306-19-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
58	禁止	00096 00097	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	別リスト参照	すべて	PFOA(塩を含む): 25 ppb または PFOA 関連物質: 1000 ppb (単独または合計)	POPs条約 欧州POPs規則	
59								
60	禁止	00099	硫化カドミウム	1306-23-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追	RoHS禁止
61	禁止	00038	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
62	禁止	00039	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
63	禁止	00040	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
64	禁止	00041	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
65	禁止		多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	プラスチックまたはゴム製で、皮膚や口腔と直接長時間または繰り返し接触する	プラスチックまたはゴム材料の0.0001重量%(1ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の付属書17	
66	禁止		多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	上記の成形品のうち、玩具や育児用	プラスチックまたはゴム材料の0.00005重量%(0.5ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の付属書17	
67	禁止	00174	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP 3:1)	68937-41-7	すべて	意図的添加	米国TSCA	2022年11月1日より禁止

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
68	管理	00005	酸化ベリリウム	1304-56-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE ² /CECED/Ae A ³ /EERA ガイダンス	
69	管理	00009	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	別リスト参照	プラスチック材料。 ただし、積層プリント 配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で 0.1 重量%(1000ppm)	JS709	
	管理	00008	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09 重 量% (900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
70	管理	00062	塩素系難燃剤	別リスト参照	プラスチック材料。 ただし、積層プリント 配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で 0.1 重量% (1000ppm)	JS709	
	管理	00063	塩素系難燃剤		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09 重 量% (900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
71	管理		ポリ塩化ビニル(PVC)および PVC コポリマー	別リスト参照	プラスチック材料。 ただし、積層プリント 配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で 0.1重量% (1000ppm)	JS709	
71	管理	00090	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
73	管理	00091	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2013.12.16 認可対象候補物質に追加)	
74	管理	00013	塩化コバルト(CoCl ₂)	7646-79-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	
75	管理	00050	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
76	管理	00051	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラ ミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
77	管理	00007	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条およ び7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追 加)	
78	管理	00017	四ホウ酸二ナトリウム無水物	別リスト参照	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条およ び7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追 加)	
79	管理		七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
80	管理	00042	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7 を主成分とする炭素数6~8 の分岐 ジアルキルエステル類 (DIHP)	71888-89-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条およ び7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追 加)	
81	管理	00043	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7 ~11 の分岐および直鎖ジアルキル エステル類 (DHNUP)	68515-42-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条およ び7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追 加)	
82	管理	-	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メ チレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1- イリデン]ジメチルアンモニウムクロリ ド(別名C.I. ベーシックパイオレット3)	548-62-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
83	管理	-	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリ ン(MOCA)	101-14-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条およ び7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追 加)	REACH付属書14収載 日没日:2017.11.22

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
84	管理	00059	フタル酸ビス(2-メキシエチル)	117-82-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	
85	管理	00057	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
86	管理	00058	ビス(2-メキシエチル)エーテル	111-96-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	REACH付属書14収載 日没日:2017.8.22
87	管理	-	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追	
88	管理	00066	1,2-ビス(2-メキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグリム)	112-49-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
89	管理	00068	1,2-ジメキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
90	管理	00074	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
91	管理	00075	三酸化ニホウ素	1303-86-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
92	管理	00078	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
93	管理	00080	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
94	管理	00081	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	605-50-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
95	管理	00082	フタル酸n-ベンチル-イソペンチル	776297-69-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
96	管理		メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追	
97	管理	00095	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
98	管理	00098	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
99	管理	00100	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追	
100	管理	00102	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート) 二ナトリウム(別名 C.I.ダイレクトレッド 28)	573-58-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追	
101	管理	00105	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追	
102	管理	00106	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル、分岐および直鎖	68515-50-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追	
103	管理	00107	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
104	管理	00126	ジナトリウム 4-アミノ-3-[[4'-[(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸(別名 C.I.ダイレクトブラック)	1937-37-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追	
105	管理	-	ベンゼンアミン、N-フェニル、ステレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反	68921-45-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
106	管理	00128	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル	15571-58-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
107	管理	00128	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル)チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物		すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
108	禁止	00130	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
109	管理	00131	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5)との混合物	68515-51-5 68648-93-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.6.15 認可対象候補物質に追加)	
110	管理	-	ニトロベンゼン	98-95-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
111	管理	00134	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
112	管理		2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV350)	36437-37-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
113	管理	00133	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
114								
115	禁止		4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	感熱紙用途	0.02重量%以上の濃度を感熱紙に入れて市場に出してはならない。	REACHの制限物質リスト(付属書17)規定	
	管理	00141	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2017.1.12 認可対象候補物質に追加); 米国/カリフォルニア州プロポジション65判	
116	禁止	00140 00142	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
117	禁止	00143	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例 PoPs条約	
118	管理	00146	水酸化カドミウム	21041-95-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
119	禁止	00147	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16.9.02.13.05.10]オクタデカ-7,15-ジエン("デクロランプラス"™)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加) POPs条約	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
120	管理	00148	ベンゾ(ghi)ペリレン	191-24-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
121	管理	00149	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
122	管理	00150	デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
123	管理	00151	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
124	管理	00152	八ホウ酸二ナトリウム	12008-41-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
125	管理	00153	水素化テルフェニル	61788-32-7	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
126								
127	管理	00139	フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)	84-61-7	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
128	管理	00155	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2019.1.15認可対象候補物質に追加)	
129	管理	00156	ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
130	管理	00158	フェナントレン	85-01-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.7.8認可対象候補物質に追加)	
131	管理	00157	フルオラテン	206-44-0 93951-69-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
132	管理	00159	See Reference Substance worksheet for more details	129-00-0 1718-52-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2018.1.15認可対象候補物質に追加)	
133	禁止	-	ペンタクロロチオフェノール	133-49-3	すべて	成形品の1重量%(10,000ppm)	米国TSCA	
134	禁止	-	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	すべて	意図的添加	欧州POPs規則 米国TSCA	
135	禁止	-	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	すべて	意図的添加または成形品の0.001重量%(10ppm)	POPs条約 欧州POPs規則	
136	禁止	-	1~7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)	-	包装材料および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	使用するインク中の ① 1%以下(2023.12.31まで適用) ② 0.1%以下(2024.1.1から適用) ③ 3~7個の芳香族環からなるMOAHが1ppm以下(2024.1.1から適用)
137	禁止	-	炭素数16~35個の鉱物油飽和炭化水素類(MOSH)	-	包装材料および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	使用するインク中の0.1%以下(2024.1.1から適用)
138	禁止	-	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール:2,4,6-TTBP	732-26-3	物質及び混合物	0.3重量%以下(3,000ppm)	米国TSCA	
139	禁止	-	メキシクロル	別リスト参照	すべて	意図的添加または物質、混合物または成形品.000001重量%(0.01ppm)	POPs条約	